

特 約 条 項

（債務負担行為に係る契約の特則）

- 1 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金額の支払の限度額は、次のとおりとする。

令和8年度	金	3,000,000	円
-------	---	-----------	---

令和9年度	金	88,630,000	円
-------	---	------------	---

- 2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

令和8年度	金	3,333,334	円
-------	---	-----------	---

令和9年度	金	88,296,666	円
-------	---	------------	---

- 3 甲は、予算上の都合その他の必要があるときは、支払限度額及び出来高予定額を変更することができる。

（債務負担行為に係る契約の前払金の特則）

- 1 債務負担行為（令和8年度から令和9年度）に係る工事のため、各年度の出来高予定額が200万円以上あるものについて、その出来高予定額の4割以内の額を各年度に請求することができる。
- 2 令和9年度の前払金については、令和8年度末における請負代金相当額が令和8年度までの出来高予定額に達しないときは、請負代金相当額が令和8年度までの出来高予定額に達するまで令和9年度の前払金の支払を請求することができない。

【処補（ストマネ）第1号】

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

- 1 前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、乙は、当該会計年度の当初に、当該超えた額(以下「出来高超過額」という。)について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、乙は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。
- 2 約款第41条第1項、第3項又は第4項の規定により、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第37条第6項及び第8項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額 $\leq$ 請負代金相当額 $\times 9/10 -$ (前会計年度までの支払金額 $+$ 当該会計年度の部分払の額) $-$ {請負代金相当額 $-$ (前会計年度までの出来高予定額 $+$ 当該会計年度の出来高超過額)} $\times$ (当該会計年度前払金額 $+$ 当該会計年度中間前払金額) $/$ 当該会計年度の出来高予定額

- 3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

令和8年度	0回
令和9年度	1回